

品川区小児初期救急平日準夜間診療事業実施要綱

制定平成14年10月要綱第 99号
改正平成20年 3月要綱第 24号
改正平成31年 4月要綱第335号
改正令和 2年 4月要綱第 42号

(目的)

第1条 この要綱は、小児初期救急医療の確保および充実を図るため、医療機関が休診する、平日準夜間における小児救急患者（15歳以下（15歳に達した日以後の最初の3月31日現在）の救急患者をいう。以下同じ。）の初期救急診療事業（以下「小児初期救急診療事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「平日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝休日および年末年始の日（12月29日から12月31日および1月2日から1月4日まで）を除いた日とする。

2 この要綱において、「小児科医師」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 日本小児科学会認定医または小児科専門医の有資格者
- (2) 日本小児科医会、東京小児科医会または各地域の小児科医会の会員
- (3) 開業医小児医療研修事業実施要綱に基づき東京都が実施する研修を終了した者
- (4) 小児科を標ぼうする開業医のうち、当該地域の小児科医会または東京小児科医会の推薦を得て、当該地区医師会が小児初期救急診療事業に参画することを適当と認めた者
- (5) 病院等の小児科に勤務する医師

(事業委託)

第3条 小児初期救急診療事業は、昭和大学病院（以下、「実施医療機関」という。）に委託し実施する。

(診療施設)

第4条 診療は、実施医療機関内の施設で行うこととする。

(診療対象者)

第5条 小児初期救急診療の対象者は、外来の小児救急患者とする。

(診療時間)

第6条 診療時間は、午後8時から午後11時までとする。

(診療体制)

第7条 原則として小児科医師・看護師・事務員の3人を配置し、これを1医療単位とする。

(診療費等)

第8条 診療報酬は、実施医療機関の収入とする。

2 小児初期救急診療事業による診療を受けようとするものが、健康保険等を利用する場合は、診療を実施する固定施設において、被保険者証等を提示しなければならない。

(委託料)

第9条 区は、予算の範囲内で、実施医療機関に対し、別に締結する契約により委託料を支払うものとする。

(広報)

第10条 区は、実施医療機関と連携し、小児初期救急診療事業について、周知を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、小児初期救急診療事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。